

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の取扱いについて（再周知）

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の取扱いについて、平成 29 年 7 月以降において、通知の手続きによって認められた例外給付は、原則として有効期間はない取扱いとしています。ただし、更新申請や区分変更申請により、要（支援）介護度が現状よりも軽度になった場合は、再度申請する必要があります。なお、有効期間はありますが、いつまでも利用可能ということではありませんので、定期的にその必要性を検討してください。

やむを得ない理由なく申請書類の提出の失念や適切なケアマネジメントによる見直しが行われておらず、必要のない方に漫然と貸与を継続していることが判明した場合は、給付費の返還を求めることも考えられますのでご注意ください。

軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、事業所内において取扱いについて再度周知し、適切なケアマネジメントのもとに運用を行ってください。

【参考通知】

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の取扱いについて（平成 29 年 7 月 4 日健高第 914 号）
福祉用具貸与例外給付及び住宅改修の取扱いについて（補足及び注意点）平成 30 年 3 月 16 日
軽度者に対する車いす及び車いす付属品の貸与について（平成 30 年 3 月 16 日健高第 443 号）

高齢介護課
介護保険係
0898-36-1526